

文部科学省

林 芳正 文部科学大臣 殿

平成31年度

特別支援教育関係予算等に関する要望

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮 崎 英 憲

〒105-0012
東京都港区芝大門1-10-1 全国たばこビル6階
TEL・FAX 03-3433-7717
<http://homepage3.nifty.com/suishinrenmei/>
Email suishjnrenmei@nifty.com

平成31年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 就学前から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実
- 4 地域における特別支援教育等に関する乳児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 5 特別支援学級に在籍する児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成義務化に対する周知徹底
- 6 特別支援学校の教室不足の解消

II 次期学習指導要領、インクルーシブ教育システム構築などに向けた対応

- 1 次期学習指導要領の本格実施に向けた周知徹底
- 2 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3 通級指導を担当する教師をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4 医療的ケアの円滑な実施のための看護師、PT, OT, ST 等の専門家、合理的配慮コーディネーター、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- 5 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6 特別支援教育のための教室整備への支援
- 7 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の活用促進

8 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実

Ⅲ 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

Ⅳ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

Ⅴ 特別支援教育就学奨励費の充実

Ⅵ 高等学校段階における特別支援教育の推進

1 高校における通級指導の充実

2 キャリア教育・職業教育の充実

Ⅶ 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

1 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成

2 全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積

Ⅷ 生涯学習の充実

障害のある方々が、それぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるように生涯にわたる障害者学習支援の充実

全国特別支援学校長会 会長

桑山 一也

平成31年度に向けての特別支援教育振興に係る要望

我が国の特別支援学校は、これまで障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実し、可能性を最大限に伸ばすことを目的とした教育を展開してまいりました。また、今世紀に入り特殊教育から特別支援教育への転換が図られて以来、地域の小学校、中学校、高等学校等に対する支援や助言を通して、特別支援教育の振興を図ってまいりました。

障害のある児童・生徒を取り巻く状況として、平成26年1月20日の「障害者の権利に関する条約」批准に続いて、様々な国内法の整備が進み、平成28年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。こうした進展の中、今後、幼児児童生徒が障害の有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、社会の形成者としての資質を育てていくためには、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の更なる体制整備が必要であると考えます。

また、平成29年には、新しい特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領が公示されました。特別支援学校においても、社会に開かれた教育課程の実現など、初等中等教育全体の改善・充実と同じ方向性を重視しつつ、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視した改訂がなされたところ です。

全国の特別支援学校の校長は、この学習指導要領の趣旨を教職員、保護者、地域関係者に浸透させ、卒業後の自立と社会参加に向けた質の高い教育を推進する責任を果たさなければなりません。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も2年後に控え、障害のある子供のスポーツ活動や文化芸術活動への参加の推進に向けた動きも益々活発にさせていく必要があります。

私たち全国特別支援学校長会は、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現を目指し、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を大切に、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくための提言や行動をしてまいります。

平成31年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様方の御理解と御協力を切にお願いいたします。

平成31年度に向けての要望事項

1 最重要課題としての要望事項

- (1) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実
- (2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実
- (3) 卒業後の自立と社会参加を目指した教育の推進
- (4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施
- (5) 生きる力を育み、確かな学力の伸長を図る教育基盤整備の充実
- (6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成
- (7) 共感できる教育の推進
- (8) 特別支援教育に関わる制度等の一層の充実
- (9) 教職員の長時間勤務の縮減と職務の実態に見合った管理職及び教職員の処遇改善
- (10) 大規模災害の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策及び安全な街づくりの推進
- (11) 誰もがみんなで運動やスポーツ、文化・芸術活動を楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

2 最重要課題を実現するための具体的な要望事項

- (1) 共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実
 - ① インクルーシブ教育システム構築にかかわる基礎的環境整備と合理的配慮の充実
 - ② 障害のある幼児児童生徒の地域における生活基盤の整備と自立・社会参加の促進
 - ③ 早期教育相談実施体制の推進と幼稚部の充実、教育相談の体系化の推進、平成25年の制度改正による新たな就学手続きに基づく適切な就学の推進と継続相談の充実等の適切な運用のための整備
 - ④ 地域における交流及び共同学習の充実に向けて、障害のある幼児児童生徒の理解を推進する各種施策の充実
 - ⑤ 情報教育の向上及び活用のため、全国教育用インターネット網の整備・充実
- (2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実
 - ① 保健・福祉・医療・労働等、関係機関との円滑な連携の推進のための諸施策の実施
 - ② 幼稚園、小・中学校、高等学校等における支援体制充実のため、特別支援教育支援員の配置等をはじめとした必要な財源措置の拡充
 - ③ 障害のある幼児児童生徒の休日、放課後の地域活動推進のため、地域における障害のある幼児児童生徒の受け入れ体制の整備等の生涯学習施策の充実
- (3) 卒業後の自立と社会参加を目指した教育の推進
 - ① 職業教育の充実を図るための条件整備(就労支援コーディネーター等の配置)、及び卒業後の進路先の確保・拡大と学校と産業界との連携を通じた就労支援(就労先での定着を図るための追指導の充実)・生活支援体制の整備・充実

- ② 卒業後の社会生活への円滑な移行のための個別の支援計画の作成推進及び自立支援協議会との連携を図るなど、教育・福祉・医療・労働等、関係機関の連携強化のための条件整備
 - ③ 就労及び生活支援のための地域支援センターの設置促進及び充実と社会生活への円滑な移行を図るための諸施策の充実
 - ④ 特別支援学校高等部の増設、高等特別支援学校設置促進など高等部の拡充整備と適正配置
- (4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施
- ① 幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のための特別支援教育充実事業の推進
 - ② 特別支援学校のセンター的機能の充実及び幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーター専任化に向けた定数改善と研修の充実
 - ③ 障害の重度・重複化、情緒障害・発達障害等の障害の多様化に対応した、教育内容・方法の調査研究及び施設・設備の整備充実
 - ④ 特別支援学校が地域の関係機関及び幼稚園、小・中学校、高等学校等のあらゆる教育関係機関とパートナーシップを図り、特別支援教育を推進するためのネットワークを構築するための条件整備
- (5) 生きる力をはぐくみ、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実
- ① 通常学級の35人以下の学級を全校種全学年実施への拡充
 - ② 障害のある人に対する乳幼児期から生涯にわたる一貫した支援のための個別の支援計画の作成、特別支援連携協議会等の支援体制の整備
 - ③ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容・方法の充実のための教職員定数のさらなる拡充
 - ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中学校、高等学校等での適切な医療的ケアを実施するため、看護師の配置及び教職員の研修など学校における医療的ケア実施体制整備の促進
 - ⑤ 学校において、医療的ケアをより安全に実施するためのルールの整備と明確化及び医療の進歩や社会状況の変化に対応するためのルール等の改訂システムの構築
 - ⑥ 医療的ケアに関わる指導的看護師や養護教諭等、職層や役割に応じた研修システムの導入
- (6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成
- ① 視覚障害教育、聴覚障害教育等、特別支援教育の各障害種別における専門性の維持・向上
 - ② 教育相談機能の充実を図るための心理の専門家等の配置・充実
 - ③ 特別支援教育を医療等の様々な専門領域から支える看護師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家、就労支援コーディネーター、早期支援コーディネーター等の配置や指導内容・方法の改善並びに教育課程の在り方等について、実践的研究を進める事業の実施・充実（切れ目ない支援体制整備充実事業）
 - ④ 特別支援学校の専門性向上のため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による研修事業（配信講義を含む）の推進と教員研修機関としての整備・充実

- ⑤ 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有率の向上に向けた、多様な機会の設定等、具体的な支援策の実施・充実
- ⑥ 初任者研修等の現職研修及び教員免許更新時講習における特別支援教育に関する講習並びに各都道府県教育委員会による専門研修の推進
- ⑦ より高い専門性を有した通級指導担当の教員の配置、定数化
- ⑧ 早期乳幼児教育相談の充実のための教員の配置、定数化（視覚障害・聴覚障害）

(7) 共感できる教育の推進

- ① 全国規模等の広域的な特別支援教育理解啓発活動（地域の実情等に応じた広報活動等）の実施・充実
- ② 対象者のニーズに応じた効果的な理解推進事業（障害特性の理解のための講演会等）の実施・充実
- ③ 介護等体験の充実に向けた体制作りや教育活動へのボランティア等の人材活用による特別支援教育への理解推進
- ④ これからの特別支援教育を担う教員志望者や教員養成機関への啓発活動の充実

(8) 特別支援教育に関わる制度等の一層の充実

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充、特別支援学級等の運営費補助の充実
- ② 特別支援教育における保護者の経済的負担軽減のための特別支援教育就学奨励費の充実
- ③ 特別支援学校、特別支援学級に係る教職員定数改善計画の着実な実施（特別支援教育コーディネーターの配置、副校長や教頭等の管理職複数配置、主幹教諭の複数配置、指導教諭の複数配置、養護教諭の複数配置、教育相談担当教諭の配置、進路指導担当教諭の配置、自立活動指導担当教諭の配置、生徒指導担当教諭の配置等の充実及び特別支援学校通級指導担当教諭、訪問教育担当教諭の増員、事務職員の増員）及び市立特別支援学校高等部における実習助手の都道府県立特別支援学校相当の配置
- ④ 特別支援教育関係地方交付税措置の拡充（就学指導委員会に係る経費、点字ネットワークシステムの維持運営費、通級指導教室に係る経費の新規算入及びスクールバスの維持運営費の増額等）
- ⑤ 特別支援学校（主に知的障害特別支援学校）の在籍者増による教室不足に伴う、特別教室の普通教室への転用及び普通教室の分割等の現状の改善及び整備指針の順守
- ⑥ 複数の障害種に対応する学校を含む特別支援学校の適正配置による学校規模及び管理・運営の適正化
- ⑦ 特別支援学校の大規模化、併置化の諸課題を解決するための特別支援学校の学校設置基準の設定
- ⑧ 私立特別支援学校への助成充実

(9) 教職員の長時間勤務の縮減と職務の実態に見合った管理職及び教職員の処遇改善

- ① 学校規模に応じた管理職の配置と管理職の職責に応じた処遇の改善
- ② 教員の特殊業務の実態に見合った教員特殊業務手当の改善
- ③ 教員が健康で職務に臨むためのメンタルヘルス等に関わる機関・研修の充実
- ④ 教員勤務実態調査（平成28年度）の集計結果等に基づき、長時間勤務の縮減に向けた改善と勤務実態に見合った処遇改善

- ⑤ 教育の質を向上させるために教員の負担を軽減する定数改善
- ⑥ 放課後活動や休日活動における外部人材の活用促進による教員の負担軽減の実現
- ⑦ 学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するための具体的な支援策の充実

(10) 大規模災害の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策及び安全な街づくりの推進

- ① 国及び都道府県による災害対策ガイドラインの策定及びそれに基づく市区町村の要援護者を含む広域防災計画の策定と広域防災訓練の充実・促進
- ② 市区町村による広域防災計画の策定における発達障害のある幼児児童生徒を含む要援護者名簿の整備、緊急時における医療関連サービスの連携確立、防災無線等情報伝達ルート確立の確立と充実
- ③ 発災時における特別支援学校の幼児児童生徒の安全確保及び教育機能の維持・継続または教育機能の早期再開を目指し、学校施設・設備の耐震化促進、水や食糧などの生活用備蓄の早急な整備や物資の精選・保存、被害想定に基づく優先業務の確定と自家発電装置等の必要な備蓄資源の確保及びそれらに伴う適切な予算措置
- ④ 避難者の障害特性に的確に対応できる専門家の充実配置等を前提とした発災初期の要援護者一次避難所としての学校機能の整備・充実、公共施設の複合化の促進
- ⑤ 個別の教育支援計画等を活用した幼児児童生徒本人の救命避難・生命確保・生活維持のために必要な個人情報集約・伝達手段のシステムの確立
- ⑥ 発災時に障害のある幼児児童生徒が安全かつ安心して避難できる二次的福祉避難所の創設及び充実

(11) 誰もがみんなで運動やスポーツ、文化・芸術活動を楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

- ① 運動やスポーツ、文化・芸術活動への多様な参画（する・みる・支える等）を促進するための仕組の充実
- ② 障害のある人が気軽に運動やスポーツを行える推進組織づくり及び施設環境整備等の充実
- ③ スポーツボランティアや障害がい者スポーツ指導員等の活躍機会充実のためのネットワークづくりへの助成
- ④ 特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の児童生徒や地域住民との運動やスポーツ体験及び文化・芸術活動による交流の促進

平成31年度特別支援教育改善に関する要望書

全国特別支援学級設置学校長協会

会 長 山 中 と も え

義務教育年齢段階の児童生徒数は1千万人を下回り減少していますが、小中学校の特別支援学級の在籍者数や通級による指導を受けている児童生徒数は増加しており、特別支援学校の児童生徒数の増加率を上回っています。特に、義務教育学校標準法の改正による、通級による指導担当教員の基礎定数化や高等学校における通級による指導の制度化などにより、今後、さらに通級による指導を受ける児童生徒数が増加することが予想されます。特別支援教育を充実させていくためには、教員の専門性の向上、学校における支援体制の整備、障害者の一生涯を見通した支援の充実、共生社会づくりに向けた障害者理解の推進など、特別支援教育をさらに発展させていくための諸課題は山積しています。

全国特別支援学級設置学校長協会といたしましては、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システム構築に向けた実践を推進し、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するための教育を充実させることを大切な使命と捉え、平成31年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

I 児童生徒の障害に対応した指導体制の充実

1 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うための人的配置

(1) 特別支援学級

- ・ 特別支援学級の介助員や支援員の配置
- ・ 特別支援学級の担当教員が助言を受けるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等の専門家の配置
- ・ 特別支援学級の学級編制基準の少人数化（特別支援学校並みの6人定数に）
- ・ 特別支援学級の児童生徒の障害の重度化、多様化に対応した講師による指導時間数の増加措置

(2) 通級による指導

- ・ 通級による指導担当教員の基礎定数化を受けた迅速な教員の配置
- ・ 特別支援学級の担当教員が助言を受けるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士等の専門家の配置

(3) 通常の学級

- ・ 小中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置
- ・ 障害のある児童生徒のための支援員のさらなる配置

- ・ 通常の学級に在籍していて医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

2 指導を充実させるための施設・設備、教材・教具の充実

- ・ 特別支援学級や通級による指導を行うための十分な教室環境の整備
- ・ ICT機器等、学習上の支援機器及びソフトの開発・充実
- ・ 障害特性に応じた教科用図書の改善や開発
- ・ 合理的配慮の提供を推進するための体制整備

3 高等学校段階における特別支援教育の推進

- ・ 通級による指導を推進するための施設・設備の拡充、教職員等の育成・配置
- ・ 高等学校における発達障害等のある生徒に対する相談体制の整備
- ・ 高等学校卒業後を見据えた支援体制、相談体制の整備

II 新学習指導要領に向けた対応

1 小中学校、高等学校の特別支援教育の一層の充実を図るための環境整備

- ・ 施設・設備のユニバーサルデザイン化の促進
- ・ 小中学校の通常の学級の定数を全学年35人以下に改善
- ・ 基礎的環境整備のための各自治体への支援
- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の推進
- ・ デジタル教科書を紙の教科書と併用する場合の保護者負担の無償化

2 小中学校、高等学校における障害者理解教育の推進

- ・ 交流及び共同学習の先進事例集等の作成・活用
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者スポーツの理解と普及
- ・ 交流及び共同学習の実施にかかる支援員の配置

3 新学習指導要領に対応した研修の実施や資料集の作成等による周知徹底

- ・ 障害のある児童生徒の困難さに応じた指導内容の工夫や合理的配慮が推進される研修の充実
- ・ 特別支援学級や通級による指導における自立活動の充実に資する研究の推進
- ・ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用の徹底

III 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上

1 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

- ・ 特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会の拡充
- ・ 特別支援学級、通級による指導担当教諭を対象とした新たな免許の設立

2 全教職員に対する特別支援教育に関する研修等の充実

- ・ 管理職の特別支援教育に関する研修の必修化

- ・ 大学院等における現職教員研修の充実
- ・ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実
- ・ 小・中学校教員免許状の取得に際し、特別支援教育関連の単位の必修化
- ・ 免許状更新の際の特別支援教育関連の講習の必修化

IV その他

1 生涯を一貫した支援体制の整備

- ・ 発達障害を含む障害の早期発見、早期対応の充実
- ・ 乳幼児健診から就学時検診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備及び相談にかかるとの相談員の専門性の向上
- ・ 幼稚園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- ・ 保健医療、福祉、労働等関係機関との連携した施策の実施
- ・ 地域防災訓練、

2 特別支援教育就学奨励費の充実

- ・ 対象児童生徒に対する特別支援就学奨励費の周知と充実
- ・ 特別支援教育関係地方交付税の拡充

3 生涯学習の充実

- ・ 放課後等デイサービスの質の向上
- ・ 学校卒業後の進路先の確保・拡充等の支援体制整備
- ・ 障害のある児童生徒の地域青少年活動等の学校卒業後を見据えた活動場所の構築
- ・ 自治会活動や選挙での投票等への参加支援

文部科学省への

2019年度予算重点要望事項

全国盲学校 PTA 連合会

会長 清水 祥子

視覚障害教育は静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害幼児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

1. 視覚障害・他障害と併せた重複障害を配慮した環境整備及び教員等の増員について

- ・盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、校内指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要です。早急な配置を強く要望します。
- ・視覚障害教育専門に特化した盲学校を今後とも各都道府県に継続設置願います。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離等適切な学習環境の整備保障を要望いたします。
- ・視覚障害と他障害を併せた多様な幼児児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もいます。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進め、エレベーターやスロープなど教育環境の整備をお願いいたします。
- ・視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかわる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない県に対して設置を働きかけてください。合わせてきめ細かな視覚障害教育を行うために教員等の定数改善を進めてください。
- ・視覚障害の理解は広まっていますが、まだ十分とはいえません。特に点字ブロックについて教科書掲載はありません。点字ブロックは視覚障害児者が安全に歩行するうえで、大切なもので、幼児児童期からの理解が必要です。教科書に点字ブロックの役割や必要について掲載するように強く要望します。

2. 教員の専門性の確保について

- ・視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会に指導願います。
特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長具申を尊重されますよう各教育委員会に指導願います。
- ・視能訓練士や歩行指導士等の専門家導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。
- ・視覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のためにPT、OT、ST等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるようにしてください。

3. 職業教育の充実について

- ・社会参加と自立に向けた職業教育の充実が盲学校の重要な課題です。
- ・専攻科に「理療研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、社会に出てからも学校等で学び直し、生涯において学習するリカレント教育の充実を願います。またヘルスキーパー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進をお願いします。
- ・三療以外の一般就職を目指す生徒や福祉施設等の入所生徒のため必要な学科の設置や新たな職業開発の推進を願います。

* 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。

平成 31 年度 文部科学省予算編成に関する重点要望書

全国ろう学校 P T A 連合会

会長 植草喜代治

1. 小規模校及び併置校の教職員定数の確保と教育条件の整備

- 特に早期教育相談体制および幼稚部における専門教員等を確保するための基本的配慮
- 聴覚障害幼児・児童の通学保障をするため小規模校の再編を進めないこと
- 併置校においては教育条件・教育内容等について、各障害種別の独自性と独立性を尊重すること

2. 教員の専門性の維持と向上のための諸施策の推進

- 聴覚障害教育に関する専門的知識と指導技術を有する人材を特別非常勤講師や研究会・研修会講師として積極的に登用すること
- 専門性を維持・継承するリーダーの育成のために、教員の異動人事について校長の具申を尊重すること
- 両親援助、発声・発音指導、言語指導に関する資料収集や指導事例集の作成等を進め指導力の向上と授業改善への取り組みを強化すること

3. 後期中等教育の充実を図ること

- 高等部本科ならびに専攻科の職業教育について、広域化と時代の変化を対応して充実を図る
- 進路指導の強化（就労支援セミナー、就労体験の実施と推進等）
- 就労（雇用）形態の改善。契約社員を避ける。

4. 日本語の習得とコミュニケーション手段の活用について実証的な研究・研修体制の推進

5. 高等教育機関での情報保障（手話通訳・要約筆記通訳、最新システム）の公的制度の整備

6. 人工内耳装用に関して医療機関との連携の強化を図る

- 術前、術後の情報交換
- 装用児の教育指導上の課題についての研修

平成 31 年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会

会長 木村 加代子

平成 29 年 4 月に公示されました特別支援学校学習指導要領等において、学びの連続性を重視した対応や一人一人の障害の特性に応じた指導上の配慮の充実、自立と社会参加に向けた生涯教育などがうたわれ、障害のある幼児・児童・生徒の持つ力がより伸長し、可能性が最大限に広がることに大きな期待を寄せております。共生社会の実現に向けて特別支援教育がさらに発展し、充実したものになりますよう、以下の事項につき要望いたします。

1. 合理的配慮の基礎となる環境の整備

①特別支援学校設置基準の見直し

知的障害の児童・生徒数の増加に伴い、特別教室の普通教室への転用や普通教室の分割等、教室不足は深刻です。特別支援学校においても「設置基準」を設け、教育の適正化、平等化を図っていただきますようお願いいたします。

②学級編制における柔軟な対応

知的障害の児童・生徒の増加に伴い、障害が重複化・多様化しており、一人一人によりきめ細かな教育が望まれています。単一障害の学級に在籍している児童・生徒でも、発達段階に応じて二次障害が現れたり、様々な障害を併せ有することがあります。実態に合った教育環境の中で、適正な指導が行われるためにも、重度・重複学級に類する少人数の学級編制を柔軟に設置できるような体制づくりをお願いいたします。

③教員の定数基準の緩和

教員の負担過多により、学校における働き方改革推進プランの取組、業務の効率化が必要だと思いますが、業務内容に比べ、教員不足が生じることが考えられます。教育内容のより一層の充実を図るためにも、定数基準の見直しを図り、教員数の増加をお願いいたします。

④個別の指導計画・個別の教育支援計画の継続的な活用

現在、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受ける児童・生徒全員が作成することになっている「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を、学校の進級・進学時だけでなく、卒業後の福祉の現場における「個別の支援計画」に反映していただき、切れ目のない一貫した指導や必要な配慮がなされるよう、関係機関への周知をお願いいたします。

2. インクルーシブ教育システム構築のための条件整備

①人権教育における知的障害者理解の推進

知的障害や発達障害は、わかりにくい、目に見えにくい障害とも言われています。小・中学校及び高等学校の児童・生徒に対し、知的障害の正しい理解と障害者への深い思いやりが得られるよう、人権教育における知的障害の理解啓発授業を推進してください。

②交流及び共同学習の推進

障害のある子供も障害のない子供も、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ機会となり、双方の豊かな心の成長につながっています。今後も、その時、その場限りの形式的なものではなく、その後の学校生活においても継続的かつ計画的な取組が行われていくことを望みます。

③特別支援教育コーディネーター専任配置

特別支援学校のセンター的機能として、地域の小・中学校及び高等学校へのきめ細かな支援と理解啓発を進めていくことは、学齢期だけでなく卒業後の地域のネットワークの構築につながり、コーディネーターの果たす役割は大変大きなものになっています。コーディネーターを専任化し、十分な役割を果たしていただけるよう財源措置をお願いいたします。

④特別支援教育専門家等配置

医療的ケアのための看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家からの多面的な助言や気づきを通して、学校、家庭、さらには卒業後の就労先、福祉の現場においても可能性を最大限に伸ばしていけるよう、必要な配置に係る財源措置をお願いいたします。

⑤地域と連携したキャリア教育の充実

卒業後の社会参加に向けて、幼・小・中学校教育の段階から、社会との関わりの中で生活していく力や自信、経験を積むことは、自己肯定感や自己有用感を育み、可能性を広げることにつながります。学校外の教育資源と連携・協力し、各発達段階に応じた交流や体験的な学習活動など、地域と連携したキャリア教育の推進をお願いします。

3. 特別支援教育における教職員の専門性の向上

特別支援学校免許状の保有率が低くかつ増加していない自治体への改善に向け、都道府県教育委員会及び特別支援学校を設置する指定都市教育委員会に対して、今後も引き続き保有率向上の取組を促進してください。また、専門性をより高めるために、研修や実践的研究を実施し、特別支援教育体制を充実させてください。

4. 高等学校における通級による指導の更なる推進と周知

通級による指導が制度化され、高等学校段階において多様な学びの場が整備されました。今後、実施状況を検証し、課題に向けてさら取組を進めてください。また、指導内容や研究内容を都道府県教育委員会や学校現場に周知し、対象の生徒たちがより利用しやすい環境を整えてください。

5. 障害者スポーツの振興体制の強化

2020年東京オリンピックパラリンピック協議大会の開催に伴い、知的障害児・者スポーツ振興の推進に期待するとともに、開催以降も連続性のある取組となるような体制整備をお願いいたします。

6. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的かつ多様な学習活動の実践・調査研究をすすめて、支援体制を充実させてください。

7. 大規模災害時における対応

①学校が避難所になった場合の運営

大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

②事業継続計画の策定に向けて

大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築とともに、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を進める体制を整えてください。

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

会長 竹内 ふき子

1. 特別支援教育の充実

乳幼児から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力し、子供たち一人一人のニーズに応じた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を通して、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実をお願いします。

2. 学校規模に応じた定数の改善

障害のある児童生徒が増えている中、新設や統合で大規模な併設校が増えています。安心・安全な学校生活と学校運営に必要な副校長・養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員等の学校規模に応じた定数改善をお願いします。

3. センター的機能の充実

特別支援学校の専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能の充実を図るための人的確保をお願いします。

4. 特別支援教育コーディネーターの配置

特別支援教育コーディネーターの早急な配置と質の向上・養成を図るようお願いします。

5. 外部専門職配置や導入について

特別支援教育の一層の充実を図るため、教員定数とは別に臨床心理士、理学療法士・言語治療士等の外部専門職配置や導入を進めるようお願いします。

6. 医療ケアの更なる充実

医療的ケアを安全に実施するため看護師の適切な配置を進めるとともに、介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引、等が実施できる制度の活用を図り、子供たちの教育を支えるため医療ケアの更なる充実をお願いします。

7. スクールバスへの乗車等

医療的ケアの児童・生徒が増えている状況の中で、登校するための手段の確保は教育を受ける上で深刻な問題です。スクールバスへの乗車等の通学手段を含めた制度の整備をお願いします。

8. 義務教育国庫負担と特別支援教育就学奨励費の堅持と充実

義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保をお願いします。

9. 居住地域での小・中学校との交流及び共同学習の推進

障害ある子供と障害のない子供が共に学ぶ機会を増やし、居住地域での小・中学校との交流及び共同学習を推進し、地域生活の基盤づくりをお願いします。

の確保をお願いします。

10. 自然災害への備え

自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの査定をはじめとして、地域社会において障害のある子供が、いついかなる時も安全で、安心な生

活ができるよう必要な施策の実現をお願いします。

1 1. バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進をお願いします。

平成31年度

特別支援教育関係予算編成等の要望

全国病弱虚弱教育学校PTA連合会
会長 遠山 俊二

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 4 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 5 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 6 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 7 病院内教育等の整備充実のため、病院内学級の設備基準の策定をすること。
- 8 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。
- 9 病気療養児の教育を進めるために、医療的補助を充実すること。
- 10 最新の情報技術を活用した指導法や体制の充実とそのための予算措置を講じること。
- 11 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。
(ICT機器の活用等)
- 12 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発整備充実を推進すること。
- 13 学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。

平成31年度予算要望について

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

理事長 倉田清子

日頃より重症心身障害児の教育・医療・保健・福祉の向上のためにひとかたならぬご尽力、ご配慮を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童にとっては、適切な設備が整備され、高度な専門性と支援体制を備えた特別支援学校でなければ、安心して通学することも、いのちの保障すらありません。

充実した設備と専門性を兼ね備えた特別支援学校において、それぞれの障害の状況等に応じた、きめ細かな対応が一人ひとりのもつ可能性を伸ばすことにつながります。障害種別とその特性に配慮しつつ、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が生涯を通じて実施されるよう施策の充実をお願いします。

1 特別支援教育における医療的ケア

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童生徒が安全安心に通学できるよう医療的ケアの充実を図ってください。

- (1) 医療的ケアが必要な児童生徒が増加し、障害が重度・重複化していることから、これらの児童生徒等の教育の充実を図るため、看護師が適正に配置されるよう財源措置の拡充をお願いいたします。
- (2) 人工呼吸器の管理を含めた特定行為以外の医行為については、個々の児童生徒等の状態に応じて、安全性を考慮しつつ、個別に対応が可能となるよう配慮をお願いいたします。
- (3) 学校生活における保護者の付添いについては、児童生徒等の自立と保護者の都合に左右されず教育を受ける機会が確保され、ひいては保護者の負担軽減となるよう可能な限り配慮されるようお願いいたします。
- (4) 重症心身障害をもつ児童生徒には通学時の送迎が必要となりますが、医療的ケアを必要とする子どもは通学バスの利用ができず、多くの場合、保護者がその役割を担っています。

医療的ケアを必要とする児童生徒の通学バス利用にあたっては、一律に保護者による送迎と判断するのではなく、個別に対応可能性を検討していただくとともに、柔軟に対応できる体制整備等について、都道府県教育委員会等への周知徹底をお願いいたします。

2 可能性を引き出す教育

重症心身障害児者は、自ら生きようとする力、人の愛を感じて返す笑顔や、何かを伝えようとする微かなサインで、いのちの大切さ、無限の可能性を伝えてくれています。

特別支援教育の実施にあたっては、この重症心身障害児者からのメッセージを受け止め、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いいたします。

3 特別支援学校における支援体制の充実

地域によっては、近隣に特別支援学校（知的）があっても医療的ケアの対応が不備のために訪問教育に頼らざるを得ない状況が続いております。

特別支援教育の理念が活かされ、身近な地域で教育が受けられるよう環境の整備を推進していただくとともに地域格差が是正されるようお願いいたします。

また、障害種別、障害特性に配慮した教育体制が確保されるよう、以下の点に配慮してください。

- ① 障害部門別制の実施（特に医療的ケアの必要な重度・重複児童生徒への配慮と個々のニーズに合わせた教育）
- ② 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上ならびに免許保有のための研修体制の充実
- ③ PT、OT、STなどの専門家の配置
- ④ 長期的な視点に立った教育的支援を行うため、関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定及び「個別の支援計画」の作成による一人ひとりに応じた教育の促進

4 生涯学習の充実

どんなに重い障害があっても一人ひとりが可能性を秘めています。学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことにより、重症心身障害のある子どもも自立や社会参加が一層促進されるよう施策の推進をお願いいたします。

5 関係機関・関係者間の連携

医療的ケアの必要な子どもの場合は、特に、医師・看護師・保健師・ケースワーカー、ホームヘルパー等の医療・福祉関係者とのネットワークが欠かせません。そのためには、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして、その体制づくりを更に強化していただきますようお願いいたします。

平成31年度予算要望事項

全国視覚障害児(者)親の会

会 長 諏訪 勝三

文部科学省への重点要望事項

1. 盲学校がセンター的機能と役割を果たすために、相談・派遣・指導等を受け持つ地域は、他の特別支援学校と比べて守備範囲が格段に広く、専任のコーディネーターの配置が必要です。盲学校は1県1校のところが多く、全県を1校で受け持っている状況です。都道府県の裁量に任せないで他障害の学校に比べ専任のコーディネーターを優先的に配置するよう特別の加配をしてください。
2. 盲学校生徒の重複化、重度化に対応するPT・OT・ST・看護師等の配置・派遣や巡回指導体制等を図って下さい。また、各学校（盲学校）の要支援生徒の実数、対応策の現状調査をしてください。
3. 教員の専門性の確保・資質の向上については、他障害の特別支援学校の資格保有率並みに引き上げるよう、年次計画等をたて特別の手立てを取って推進してください。
4. 義務教育課程で使用する学習機器（タイプライター、パーキンスブレイラー等）の購入負担額の軽減（一般家庭の文房具購入時の金銭負担と同水準に）をしてください。
5. 点字ピンディスプレイ（いわゆるブレイルセンス、ブレイルメモ等）の支給年齢の引き下げ、自治体毎の支給格差是正。現在、視覚支援学校だけでなく地域で学ぶ事例もあり、適切な時期、適切な用具に触れることで視覚障害児（者）の社会進出の可能性拡大を図ってください。

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ

会長 田中 麻友

視覚と聴覚の両方に障害を有する「盲ろう」という厳しい障害を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下のことを要望致します。

●平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)（特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)である児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保するこ

と。」とあります。

盲ろう者（盲ろう者である児童）、特に先天性盲ろう児の場合、個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

●盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求めます。

盲ろう児が就学を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに相談を受けて下さる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。

ろう学校においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、盲学校においては聴覚障害への支援体制がないと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体によっても対応がまちまちです。全国どの地域に住んでいても同じ対応をしていただける事を望みます。

●盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。

我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に四肢の障害や知的障害などの障害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーター等が、在籍校と他障害種特別支援学校との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとらわれない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

●盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

●「盲ろう」障害について、教職員に対する研修が出来る場をつくって下さい。

盲ろう児を担当することになった学校や教員はほとんど盲ろうについての知識がないまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対しても研修出来る機会を設けて下さい。

団体名：NPO法人 全国LD親の会

代表者名：理事長 井上育世

連絡先：jimukyoku@jpalld.net

2019年度予算に対する文部科学省への要望事項

<重点要望事項>

1. 特別支援教育に関わる教員を増員すること

教員の負担軽減に向けた取り組みにより、各学校における校務の効率化などが図られているが、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、十分な教員数の確保が根本的な対応策であり、それは特別支援教育に関しても同様である。発達障害のある児童生徒と向き合い、より良い対応ができるよう研修を受けて専門性を向上できるような余裕が必要である。

2. 合理的配慮を的確に行うための校内支援体制を整備し、推進すること

特別支援教育実施の責任者である校長がリーダーシップを発揮して、校内支援体制を整備し、推進していく組織作りが重要である。

3. 専任の特別支援教育コーディネーター配置を拡充すること

貴省が毎年行っている「特別支援教育体制整備状況調査」においても、特別支援教育コーディネーターの専任率は低い状態が続いている。特別支援教育コーディネーターの職務内容は多岐にわたっており、専任配置により専門性の向上を図ることが喫緊の課題である。

4. 学習上の支援機器等教材の活用促進

- ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発を促進すること（ICT教育・iPadの活用）
- ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及を促進すること
- ・特別支援教育教材振興予算（学校配分予算）を新設すること

ユニバーサルデザインとして活用することで、児童生徒全体に対しても有効な教材と考えられる。

5. 高等学校における通級指導教室の設置と機能の促進を図ること

平成30年度から導入された高等学校における通級指導教室が、「自立に向けた準備期間を提供できる最後の教育機関」となるよう、外部機関と連携していくようなシステム構築が必要。

6. 生涯学習への支援の充実

- ・青年期以降の余暇支援など、各ライフステージにおける居場所や学びの場の充実を図ること。

・発達障害のある青年が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、教育・スポーツ・文化活動についての支援を拡充すること。

・発達障害のある人への生活支援・就労支援機関と連携して、成人期にある発達障害者の日常生活スキルの課題を踏まえた学習プログラムを策定すること

発達障害のある青年は、コミュニケーションスキルの不足・対人関係のトラブルから、二次的な精神疾患を患ったり、離職してしまったりするケースが多い。青年期にソーシャルスキルやコミュニケーション、ストレスマネジメント等について学べる場を設けてほしい。

<その他の要望事項>

1. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること
インクルーシブ教育システムが学校全体で機能するよう、発達障害教育推進センターにおける教育情報が学校全体で活かされていく情報提供の整備強化と早期支援コーディネーター・合理的配慮協力員・外部専門家等の職務内容や位置付けの明確化と効率よく連携が図れるシステムを構築すること
2. 特別支援教育に関わる教員の専門性向上を図ること
管理職登用時の特別支援研修を義務化し、合理的配慮に関する相談窓口（学級担任や特別支援教育コーディネーター等）への特別支援教育や合理的配慮等についての研修を充実させること
3. 発達障害のある児童・生徒に対する個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎを義務付けすること
合理的配慮の内容も含め、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携を図り、支援内容を共有するとともに、生涯を通じて利用できる支援計画を策定すること。
4. LD、ADHDを対象とした通級教室の拡充
5. 早期からの教育相談・支援体制を整備すること
6. 後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を強化すること
 - ・高等学校への専門性のあるスクールカウンセラー配置を拡充すること
 - ・発達障害のある生徒に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育を充実させること
 - ・発達障害のある生徒の就労に向けて、就労担当の教員と事業所が連携を図ること
 - ・高等学校と福祉・労働等関係機関の連携体制を整備すること
 - ・高等学校入試や大学入試における合理的配慮の啓発を促進すること
7. 大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制を整備すること
8. 学校外の人材・資源・資格等の活用を推進すること
 - ・特別支援教育支援員の配置を拡充し、資質確保のための研修を充実させること
 - ・心理士、PT、OT、ST、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用を推進すること
9. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知すること

2018年6月4日

2019年度学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に向けた要望書

公益社団法人 日本てんかん協会（波の会）

会長 梅本 里美

1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1) 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2) てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3) 全教員が基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入や頓用薬服用のガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4) 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5) 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6) スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1) ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）・てんかん（特に欠神発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2) てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3) 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
- 4) 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5) 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。
- 6) 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。

平成30年5月

平成31年度 文部科学省予算編成に関する要望書

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会

代表理事 貝谷 久宣

1. 普通学校における筋ジストロフィー児童生徒への対応について

(1) エレベーター・階段昇降機及び障害者トイレの設置

足が不自由で進行性のため四肢の機能が次第に衰える患者児童生徒にとって、階段は大きな障害です。特に、教室の移動が多い中学校生徒にとり、階段は悩みの種です。安心して通学できるように、エレベーター・階段昇降機の設置を、又、併せて障害者トイレを速やかに設置してください。

(2) 専任のコーディネーター、介助職員の配置

障害児教育の専門知識を持った専任のコーディネーターと、介助員を配置し、障害児が地元の学校で学ぶことが出来る支援策の更なる充実を図ってください。全国すべての普通学校において、専任のコーディネーターの配置とともに介助員制度実施を強く要望します。また、介助員の方々に筋ジストロフィーに関する知識を習得する研修を実施してください。

(3) 障害児を理解する教育（いのちの教育）の導入

近年、筋ジストロフィー患者の多くが、普通学校に通学しています。しかし、障害が原因で、級友たちからいじめを受ける事例が少なくありません。健常な児童に対し、障害児の特性や感情を理解してもらうための教育、すなわち、いのちの大切さを学ぶ授業を導入してください。

2. 特別支援学校（養護学校）における筋ジストロフィー児童生徒への対応について

(1) 入学（入所）制度の見直し

筋ジストロフィー児の教育は筋ジストロフィー病棟に付属している病弱特別支援学校で行われていますが、障害程度区分5、6となっている入所基準のために、新たな小中学生が入学できません。この制度を見直してください。

すなわち、批准された障害者権利条約の教育を受ける権利に従って、病弱特別支援学校で教育を受けるために、必要な期間筋ジストロフィー児を入院させてください。

(2) パソコン技術の早い段階からの指導

筋ジストロフィー児童生徒にとって、最後の意思伝達手段はパソコンとなります。まだ手が十分動く小学校低学年のうちに、パソコンの機能を習得させ、文章等が難なく作れるよう指導していただきたい。行動範囲が限定されるようになってもパソコンを通して社会とのつながりを持って生きることが出来、患者の生活や興味関心が広がり、豊かな

生活に結びつくとともに、病状にも良い影響をもたらします。

(3) 先生に心理カウンセラー技術を習得

筋ジストロフィーの児童生徒は、自分の病気が何かは知らなくても、入所している病院で先輩の死を知り、自らに迫り来る死を漠然と感じています。このため、筋ジストロフィー患者の教育を担当される先生に、患者の児童生徒の心理をケアするカウンセリング技術の習得を強くお願いいたします。

(4) 筋力維持のため、さらなるスポーツの機会の拡大（例・車椅子ホッケー、電動車椅子サッカー、ボッチャ等）

障害者権利条約第30条には、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加が締約国に求められています。その為の新しい制度を作ってください。

(5) 安心して呼吸器を使用できる学校の環境整備

吸引など医療的ケアが必要になると親が待機し、必要時に親が吸引をしなければなりません。看護師の配置もされるようになりましたが、まだまだ人手不足でありますので増員を図ってください。

(6) 筋ジストロフィー児支援教育のための教員の研修強化

3. 普通学校・特別支援学校の就労支援について

卒業後の筋ジストロフィー患者の就労支援を図るため、在学時の生徒の適性に応じた職業指導を計画的に進めてください。

4. 大学生への対応について

障害者に対する「合理的な配慮」の観点から、筋ジストロフィー患者の大学生に対し、通学や校内の移動支援、受験時に配分時間の考慮、大学構内での学習支援（授業を受けるための介助や姿勢維持介助など）、生活介助（トイレ、食事の介助など）を実現してください。特に国立大学に対しては、強く指導していただくよう要望します。

平成31年度文部科学省への国家予算編成に関する要望書

平成30年6月20日 NPO 法人全国ことばを育む会

理事長 吉岡 正

I インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つぎの人的諸条件の整備

- 1 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置。第193通常国会で採択された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し、「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成する。とくに中学校への通級指導教室の設置を小学校への設置の規模に早期に拡大する。高等学校においても、通級指導教室が設置可能となったことから、切れ目のない、必要に応じた適切な支援が受けられるよう「通級による指導」の拡充をはかる。
- 2 特別支援教育支援員の幼稚園、小学校、中学校、高等学校への配置を充実
- 3 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数の子どもの学級編成で共に学び合える状態を早期に実現する
- 4 特別支援学級、幼稚園、小学校、中学校、高等学校へのPT, OT, ST等の巡回指導の実施
- 5 特別支援学校に配置する看護師について財源措置化
- 6 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師でまかなわれている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材をあてる
- 7 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やす

II 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 教育内容・方法の改善・充実、教育環境の整備
- 2 担当者の専門性向上のための研修充実の予算措置

III 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

2019年度文部科学省予算への要求項目

1. 心臓病児の教育的ニーズに応じた教育の充実を

- (1) 「差別解消法対応指針」で示された内容が学校現場で十分に周知されるようにしてください。
- (2) 就学先決定にあたっては、保護者の希望を尊重しつつ、子どもに合った教育の場を選ぶようにしてください。保護者へは早期から情報提供を行い相談ができる体制を整備してください。
- (3) 病児への配慮が十分行き届くように、1学級あたりの児童数を減らし、教職員を増員してください。
- (4) 心臓病児が必要とする教育を受けるために、各学校で「個別の教育支援計画」が作成されるよう指導を行ってください。
- (5) 入院や自宅療養で学習の空白が生じることがないように、スムーズな学籍移動により、訪問学級・院内学級・通級などでも教育が受けられるなどの柔軟な対応ができるようにしてください。
- (6) 通学時、日常の学校生活、校外での授業などで、安易に親の付き添いを求められることがないように、介助職員を増員し適切に配置できるようにしてください。また、障害福祉施策との連携を進めて、福祉サービスを通学にも使えるようにしてください。
- (7) 心臓病のために体育実技ができない生徒が、在籍している学校や地域によって進学で不利益を被らないように、総合的な判定にもとづく公正な評価が行われるように学校現場に徹底してください。
- (8) 在宅酸素療法を行っている心臓病児も幼稚園や学校に通うことができるよう、心臓病の主治医や専門医療機関と連携を広めるなどして、柔軟な対応を進めてください。
- (9) 看護師による支援が必要な重度の心臓病児が通う学校へ看護師が配置できるよう予算を増額してください。
- (10) 地方自治体が小中学校にエレベーターや冷暖房の設置を早期に導入できるように、国の補助を増額してください。

2. 将来を見据えて、病児の社会性を育てるための教育の充実を

- (1) 小児慢性疾病児自立支援事業に対して、自治体の教育関係機関が取り組んでいくよう指導してください。
- (2) 教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対して、心臓病児の疾患特性の研修をさらに充実させてください。また、学校生活管理指導表が有効で適切に使われるよう各学校での取り扱いや活用について指導を行ってください。

3. 震災など緊急時において、病児の安全がはかれるような体制の整備を

- (1) 自力で他の児童生徒と一緒に避難できない心臓病児が、震災などの緊急時に取り残されることなく安全に避難できるよう、日ごろから緊急対応のためのマニュアル作成や連絡カ

ードや手帳を活用するなど緊急時の体制作りを行うよう指導してください。

4. 「命の尊厳」について考える教育を

- (1) 一般の児童生徒に対して、心臓病など見た目ではわからない病気や障害をもつ子どもがいることを、ともに考え学び合う機会を設けてください。
- (2) 脳死および臓器移植についても正しい理解が広がるように、子どもの年齢に応じてさまざまな教育の場で取り上げ、考える機会を設けてください。